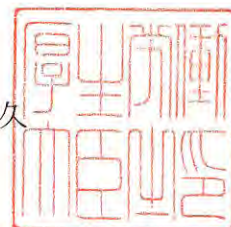


厚生労働省発食安1127第1号
平成25年11月27日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び同項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項並びに食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項の食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）及び食品、添加物等の規格基準について、別紙の改正を行うこと。



組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)を改正し、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)を改正することについて

1. 経緯

(1) 現状

厚生労働省は、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号。以下「審査手続告示」という。)等により、「組換えDNA技術応用食品及び添加物」(以下「遺伝子組換え食品・添加物」という。)について、個別に食品安全委員会の意見を聴き、安全性審査を行っている。

遺伝子組換え食品・添加物のうち、「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」及び「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造された食品・添加物(以下「当該食品・添加物」という。)については、「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」(平成20年6月26日食品安全委員会決定)及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)において、安全性評価の対象には含まれていない。

一方、厚生労働省は、審査手続告示等により、当該食品・添加物についても遺伝子組換え食品・添加物として食品安全委員会の意見を聴く必要がある。

そのため、現在は、当該食品・添加物についても、全例、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しているが、食品安全委員会において当該事例に該当すると判断されたものについては、「(評価)基準の対象ではなく、安全性評価は必要ない」とされ、安全性の評価は行われていない。なお、審査手続告示第3条第5項に基づき、当該食品・添加物については遺伝子組換え食品・添加物に該当しないものとみなすこととなる。

なお、コーデックス委員会(国際食品規格委員会)における「モダンバイオテクノロジー」の定義においても、当該食品・添加物は「モダンバイオテクノロジー」を応用した食品等には該当しない。

(2) 課題

食品安全委員会が安全性評価を必要としない当該食品・添加物に係る安全性審査の手続きについては、厚生労働省における取扱いと、食品安全委員会における取扱いについて、整合性を図る必要がある等の指摘が、薬事食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会等でなされており、当該食品・添加物の安全性審査に係る手続きについて、食品衛生法上の取扱いを見直すこととなった。

(3) 方針

これらを踏まえ、本年11月11日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で、今後の取扱いについて、これまでに得られた知見に基づき検討したところ、以下のとおり取りまとめられた。

- ① 審査手続告示等の組換えDNA技術に係る定義に「最終的に宿主に導入されたDNAが、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」又は「組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成である場合」に該当する微生物によって得られたものについては遺伝子組換え食品・添加物に含まれないことを記載する。
- ② 上記については、これまでの事例の蓄積を踏まえ、一定の判断基準を示し、すべての項目に該当する場合については、安全性審査の対象ではないとして、その旨を事業者は自ら判断できることとする。
- ③ 判断基準に該当しない場合には、従来のとおり安全性審査の対象とすることとする。
- ④ 該当性を事業者が判断出来ない場合には、従来のとおり申請が行われることとなる。

については、審査手続告示等の改正に当たり、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号及び同項第14号、食品安全委員会令(平成15年政令第273号)第1条第1項並びに食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令(平成15年内閣府令第66号)第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 改正等の概要

- (1) 現在、審査手続告示、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)並びに食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)において、組換えDNA技術とは、「酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせ組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術」とされているが、次のいずれかに該当する場合を除くこととする。
 - ① 最終的に宿主に導入されたDNAが、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみである場合
 - ② 組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成である場合

(参考)

■組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続

第2条 この告示で「組換えDNA技術」とは、酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

■乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

第1条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品(以下「乳等」という。)に関し、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第9条第1項に規定する厚生労働省令で定める場合、法第11条第1項に規定する成分規格及び製造等の方法の基準、法第13条第2項(同条第4項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)に規定する総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準並びに第13条第3項(同条第4項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)に規定する承認の申請手続並びに法第18条第1項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の要領については、この省令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。)を応用した乳等の成分規格及び製造の方法の基準、農薬等(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物又は薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品であって専ら動物のために使用されることが目的とされているもの(以下「動物用医薬品」という。)をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)の量の限度に係る成分規格、添加物の成分規格及び製造等の方法の基準並びに器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造の方法の基準については、この省令に定めるもののほか、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の定めるところによる。

■添加物等の規格基準

第1 食品 A 食品一般の成分規格

- 2 食品が組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。以下同じ。)によって得られた生物の全部若しくは一部であり、又は当該生物の全部若しくは一部を含む場合は、当該生物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。

(2)(1)①又は②に該当する微生物によって得られた食品・添加物については、その旨を事業者が自ら判断することとなるため、これまでの事例を踏まえ、一定の判断基準を別添のとおり示すこととする。また、必要に応じ、事業者が適切に判断するための考え方を示すこととする。

(3)判断基準に該当しない場合は、引き続き安全性審査の対象とする。

(4)事業者には、判断基準を満たしていることを示す資料を自ら作成し、保管することを求めることとする。

※今回の改正により、最終的に遺伝子組換え食品・添加物として規制の対象となるものの範囲は変更されない。

※判断基準に該当する食品・添加物についても、食品衛生法第6条及び11条等の規定を満たすことは引き続き求められる。

(参考)

■販売等を禁止される食品及び添加物

第6条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

■食品又は添加物の基準及び規格

第11条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

3. 今後の方向

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を受けた上で、告示等の改正について、所要の手続きを進めることとする。

「最終的に宿主に導入された DNA が、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみである場合」又は「組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成である場合」のいずれかに該当することが明らかであると判断する基準（案）

※安全性審査の対象が微生物を利用して製造された食品又は添加物である場合を対象とする。

1. 宿主が、従来から食経験若しくは食品又は食品添加物製造に用いられた実績がある微生物であり、病原性を有しないこと。
2. 挿入 DNA 産物が、食経験があるものであり、毒性及び病原性を有しないこと。また、挿入 DNA の供与体が病原性と関連のないこと。
3. 食品又は食品添加物の生産に用いる微生物について、その遺伝子組成を有する微生物が自然界に存在すると認められる科学的な根拠があること。具体的には、次の(1)又は(2)に該当することが、①から③のいずれかにより確認されること。
 - (1) 最終的に得られた微生物における挿入 DNA の供与体と宿主が同一の種に属する場合。
 - (2) 供与体及び宿主が別種と分類されている微生物である場合であって、学術論文等により自然界において両者の間で遺伝子交換が起きていることが明らかになっており、最終的に得られた微生物における挿入 DNA の供与体と宿主がこの両種に属する場合。
 - ① 査読のある論文に公表されている
 - ② 学会のポジションペーパー等、複数の専門家により根拠のあるものとして紙面にまとめられている
 - ③ 関連する国の審議会、検討会等において、複数の専門家によりコンセンサスが得られている
- * なお、現時点では、判断事例が少ないため、(2)にあつては、宿主が属する種及び供与体が属する種の組合せについて、食品安全委員会が「組換え体と同等の遺伝子構成をもつ生細胞が自然界に存在する場合」に該当するとしたか否かによって判断すること。
4. 挿入 DNA において、食経験を有するタンパク質と比較して、アミノ酸配列の変更を伴う塩基置換や塩基配列の付加及び欠失がないこと。
5. 発現プラスミドの形で目的遺伝子を導入する場合においては、その遺伝子組成を有する微生物が自然界に存在すると認められる科学的な根拠があること。具体的には、次の(1)又は(2)

に該当することが、①から③のいずれかにより確認されること。

- (1) 発現プラスミドにおける挿入 DNA の供与体と宿主、発現プラスミドが由来する微生物が同一の種に属する場合。
- (2) 発現プラスミドにおける挿入 DNA の供与体、宿主及び発現プラスミドが由来する微生物が別種と分類されている微生物である場合であって、学術論文等により自然界においてこれらの間で遺伝子交換が起きていることが明らかになっており、最終的に得られた微生物における挿入 DNA の供与体、宿主及び発現プラスミドが由来する微生物がこれらの種に属する場合。

- ① 査読のある論文に公表されている
- ② 学会のポジションペーパー等、複数の専門家により根拠のあるものとして紙面にまとめられている
- ③ 関連する国の審議会、検討会等において、複数の専門家によりコンセンサスが得られている

*なお、現時点では、判断事例が少ないため、(2)にあつては、宿主が属する種、供与体が属する種及び発現プラスミドが由来する微生物が属する種の組合せについて、食品安全委員会が「組換え体と同等の遺伝子構成をもつ生細胞が自然界に存在する場合」に該当するとしたか否かによって判断すること。

6. 生産菌株の構築段階で異種由来ベクターを使用した場合においては、(1)又は(2)に該当することが確認できること。
 - (1) 最終的にベクター由来配列が除かれていること。
 - (2) リンカー配列等として DNA 配列が残存する場合、これを含む領域が転写されないこと。



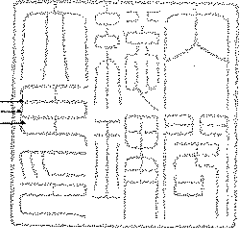
消 食 表 第 3 3 0 号

平 成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

食 品 安 全 委 員 会

委 員 長 熊 谷 進 殿

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三

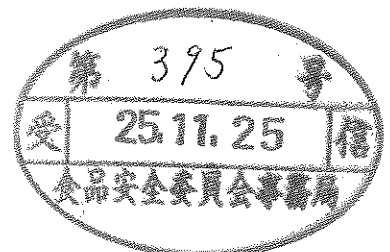


食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

食 品 安 全 基 本 法（平 成 1 5 年 法 律 第 4 8 号）第 2 4 条 第 3 項 及 び 健 康 増 進 法 に
規 定 す る 特 別 用 途 表 示 の 許 可 等 に 関 す る 内 閣 府 令（平 成 2 1 年 内 閣 府 令 第 5 7 号）
第 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、下 記 に 掲 げ る 食 品 に つ い て 特 定 保 健 用 食 品 に 係 る
健 康 増 進 法（平 成 1 4 年 法 律 第 1 0 3 号）第 2 6 条 第 1 項 の 許 可 を 行 う こ と に 係
る 食 品 安 全 基 本 法 第 1 1 条 第 1 項 に 規 定 す る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て、貴 委 員
会 の 意 見 を 求 め ま す。

記

蹴 脂 茶



食品健康影響評価の審議状況

(平成25年11月29日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 25年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 25年度分	意見 募集中 注3)	審議中 注1)	
添加物	144	7	0	144	130	9	3	11
農薬	911	71	0	911	585	59	16	310
うちポジティブリスト関係	450	32	0	450	208	17	8	234
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注8)	42		0	42	10	4	0	32
動物用医薬品	373	10	0	373	322	31	3	48
うちポジティブリスト関係	99	1	0	99	57	6	2	40
化学物質・汚染物質	58	2	3	61	55	3	1	5
うち清涼飲料水	48	1	0	48	45	2	0	3
器具・容器包装	16		0	16	7		0	9
微生物・ウイルス 注9)	7		2	9	8	1	0	1
プリオン 注4)	24	4	2	26	35	4	0	2
かび毒・自然毒等 注5)	7	1	2	9	8	2	1	1
遺伝子組換え食品等	193	22	0	193	174	20	1	18
新開発食品 注6)	77	2	1	78	71		0	9
肥料・飼料等	159	6	0	159	98	26	0	61
うちポジティブリスト関係	95	1	0	95	52	18	1	42
肥飼料・微生物合同 注10)	1(37)		0	1	1(11)	(9)	1	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	1,974	125	11	1,985	1,497	155	26	477

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付けで3カ国分、平成24年5月24日付けで2カ国分が終了)。

5 自ら評価案件「デオキシニバレンール及びニバレンール」について、評価終了欄には「デオキシニバレンール」、「ニバレンール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。

6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。

7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。

8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成25年11月29日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質3物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液)㊟㊿、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊟㊿
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊟㊿
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤㊿、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)㊟㊿
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟㊿、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(K P ドアイー 5 G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(K P ラックー 5 G)㊟㊿、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシン S (静注用))㊟㊿
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊿、スルファメトキサゾール㊿、トリメトプリム㊿、セファピリンベンザチン㊿、セファピリンナトリウム㊿
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊿は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
18/4/24	農	動薬 豚の経口投与剤(インフェック2%散)㊟㊱
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊱、スルファメキサゾール☆㊱、セファピリン☆㊱、トリメ プリム☆㊱
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆㊱
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㊱
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)㊟㊱
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆㊱
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㊱、スルファジメキシシン☆㊱、スルファモノメキ シン☆㊱

3

注: ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。㊱は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆ 1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆ 3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆ 1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム 1
19/8/6	厚	農薬 フルシラゾール<一部☆> 2
19/8/21	厚	農薬 ブプロフェジン<一部☆> 2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆ 1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆> 2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆> 2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ 2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) Ⓜ
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド 1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルア ミン☆、プロディファコウム☆ 6
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆ 4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。Ⓜは肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/2	厚・農	動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)㊟㊢、トピシリン㊟㊢ 2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆ 1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセツトメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆ 3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※ 1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン 1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛 2
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆ 2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆ 8
21/3/10	厚	動薬 ナナフロシン☆㊢、ピランテル☆ 2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆ 2
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆ 2

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第 1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。
㊢は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/12/14	厚	農薬 キャブタン、フラザスフロロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、 フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	5
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ㊦	
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆㊦	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆㊦、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆㊦、カルシフェロール☆㊦、β-カロテン☆㊦、クエン酸☆㊦、酒石酸☆㊦、トウガラシ色素☆㊦、トコフェロール☆㊦、乳酸☆<農薬用途もあり>㊦、マリーゴールド色素☆㊦、メナジオン☆㊦、レチノール☆㊦	12
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆	2
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスフロロンエチル☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	4
22/3/23	厚	動薬 フルメキン☆㊦	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	4
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 ジクロベニル<一部☆>、DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	4
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド<一部☆>■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロネ☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	12
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬 キザロホップエチル☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動薬 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部〈飼〉>、メトプレネ☆<一部〈飼〉>	6
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テブラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	8
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆■、ゲンタマイシン☆■、スピラマイシン☆■、セフロキシム☆■	4
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■<一部☆>、エタメソルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆、マラチオン☆	8
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	3
23/6/10	厚	農薬 プロピコナゾール■、イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料)■	2
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロ ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロン☆、フルカルバズンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン<一部☆>■、セトキシジム<一部☆>、アシベ ンゾラルーS-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメ チル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン ☆、アトラジン☆	14
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器 包装	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。#
印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3
項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。
■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・
飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/11/18	厚	農薬 フルミオキサジン■、トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセツメチル☆、プロスルフロロン☆、ヘキシチアゾクス☆	6
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	1
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆☑	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メトロニダゾール☆、ロニダゾール☆	9
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

＃印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/5/21	厚	農薬 4-クロロフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆>■、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆肥、センデュラマイシン☆肥、バシトラシン☆肥	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆肥	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、カスガマイシン☆、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	6
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆肥、サラフロキサシン☆肥、ネオマイシン☆肥	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆肥	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
24/9/24	消	特定保健用食品 素肌ウォーター※■	1
24/11/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品)■	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	薬 メパニピリム■、チフェンスルフロメチル<一部☆>■、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラズンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロロプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルントリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフエニユロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン☆	2
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆、ラサロシド☆	2
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α -アミラーゼ ■	1
25/4/12	厚	プリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/5/15	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ 68416 系統 ■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、クロルプロファム☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D☆、メタアルデヒド、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート■☆、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	17
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) ■	1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)■	1
25/8/8	農	農薬 イマザピル、イマザピック、デルタメトリン及びトラロメトリン☆	3
25/8/20	厚	農薬 イマザピック■、カスガマイシン■、スルホキサフロル■、DBEDC☆■、アシュラム☆■、イマザピル<一部☆>■、ノニルフェノールスルホン酸銅<一部☆>■、フルアジホップ<一部☆>■、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リニュロン☆	1 6
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン■、デルタメトリン及びトラロメトリン<一部☆>■、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	4
25/8/20	厚	動物用医薬品 ジクラズリル■、アルベンダゾール☆	2
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン	1
25/8/20	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アビラマイシン、ナラシン	2
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料) ■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品) ■	1
25/8/27	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中の下痢性貝毒に係る規格の設定	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
25/10/14	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(食品)■ 4
25/10/14	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(飼料) 1
25/11/13	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン 1
25/11/13	農	動物用医薬品 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン) 1
25/11/14	厚	農薬 キザロホップエチル、キンクロラック、クロチアニジン、シアゾファミド、ハロスルフロンメチル、フルピラジフロ、プロパモカルブ、メタラキシル及びメフェノキサム、メピコートクロリド☆ 9
25/11/14	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド 1
25/11/20	厚	添加物 過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、過酢酸製剤 4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)の改正、除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(食品)■ 2
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(飼料)■ 1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
25/10/22～11/20	添加物 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ	1
25/10/22～11/20	農薬及び動薬 フェニトロチオン★	2
25/10/29～11/27	化学物質・汚染物質 食品中のヒ素◎★	1
25/10/29～11/27	かび毒・自然毒等 オクラトキシンA◎★	1
25/11/12～12/11	遺伝子組換え食品等、 <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ■	1
25/11/19～12/18	薬剤耐性菌 アビラマイシン	1
25/11/26～12/25	添加物 ビオチン	1
25/11/26～12/25	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、エトベンザニド、エポキシコナゾール<一部☆>■、トリシクラゾール<一部☆>、ピフルブミド、プロシミドン<一部☆>■、プロピザミド☆、フィプロニル(飼)<一部☆>	13
25/11/26～12/25	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン<一部☆>■、フィプロニル☆	4

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/4/1	厚	農薬 ファモキサドン<一部☆>■、フルキサピロキサド■	3
25/4/1	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクト S95-IB)■、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウィン-6)■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)■	4
25/4/1	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン、馬鼻肺炎生ワクチン、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン	3
25/4/1	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■、ARG-No.3 株を利用して生産されたL-アルギニン■	2
25/4/8	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統■(飼料)	1
25/4/8	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉の肥料利用について	1
25/4/15	厚	添加物 酢酸カルシウム、酸化カルシウム	2
25/4/15	厚	清涼飲料水関連物質 ジクロロ酢酸、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
25/4/22	厚	農薬 ペンチオピラド■、オキシ銅<一部☆>■、フルメツラム☆、ペンフルフェン■	5
25/4/22	厚	対象外物質 イノシール☆、コバラミン☆、チアミン☆、ナイアシン☆、パントテン酸☆、ビオチン☆、ピリドキシン☆、葉酸☆、リボフラビン☆	9
25/4/22	農	薬剤耐性菌 センデュラマイシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	2
25/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/5/13	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆	1
25/5/13	厚・農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウィン6)■	2
25/5/13	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(我が国の検査対象月齢の引き上げ)	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。＃印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/5/20	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネス	1
25/5/27	厚	添加物 イソプロパノール	1
25/5/27	厚	動物用医薬品 ジョサマイシン☆	1
25/6/3	厚	農薬 メビンホス☆	1
25/6/3	厚	動物用医薬品 モキシデクチン☆	1
25/6/3	農	動物用医薬品 モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(サイデクチンポアオン)の再審査	1
25/6/17	厚	動物用医薬品 チアムリン☆■	1
25/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統■(食品)	1
25/6/24	厚	対象外物質 コリン☆■	1
25/6/24	農	薬剤耐性菌 サリノマイシンナトリウム※、ナラシン※	(2)
25/7/1	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について(肥料)	1
25/7/1	厚	動物用医薬品 フルニキシシンメグルミン	1
25/7/1	農	動物用医薬品 フルニキシシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)	1
25/7/1	厚・農	かび毒・自然毒 乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1	2
25/7/1	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統■(飼料)	1
25/7/8	厚	動物用医薬品 アプラマイシン☆■	1
25/7/22	厚	水道により供給される水の水質基準の設定 亜硝酸態窒素	1
25/7/22	農	動物用医薬品 メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)【再審査】■	1
25/7/22	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。＃印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/7/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 281 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 3006 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	3
25/7/29	厚	農薬及び添加物 アゾキシストロビン■	2
25/7/29	厚	農薬 グルホシネート■、クロルフェナピル■、シアゾファミド■、ビフェントリン■、メトコナゾール、アセトクロール☆	6
25/7/29	厚・農	農薬 ヘプタクロル☆	2
25/7/29	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェンバレレート<一部☆>	3
25/7/29	厚・農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりびブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研„マリナ-4)■	2
25/7/30	厚	添加物 アドバンテーム■、ひまわりレシチン■、ポリビニルピロリドン	3
25/8/5	厚	添加物 グルタミルバリルグリシン■	1
25/8/5	厚	農薬 フェンピロキシメート■、プロチオコナゾール■、マンジプロパミド■、ミルベメクチン■、ルフェスロン■、エトフェンプロックス<一部☆>	6
25/8/5	農	農薬 アルドリノ及びディルドリン☆	1
25/8/5	厚	動物用医薬品 プロペタンホス☆	1
25/8/5	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆	2
25/8/19	厚・農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(“京都微研„ピッグウインPRRS2)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン(“京都微研„キャトルウイン-5Hs)■	4
25/8/26	厚	農薬 シアントラニリプロール■、ピリミジフェン☆	2
25/8/26	厚	対象外物質 アザジラクチン☆	1
25/8/26	厚	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/8/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール	2
25/8/26	農	動物用医薬品 エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)■	1
25/8/26	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アピラマイシン、ナラシン	2
25/8/26	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統■(食品)	1
25/9/2	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■、LEU-No.3 株を利用して生産された L-ロイシン■、TRP-No.1 株を利用して生産された L-トリプトファン■	3
25/9/2	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)、LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン■	2
25/9/9	農	薬剤耐性菌 アンプロリウム※、エトパベート※、クエン酸モランテル※、ナイカルバジン※	(4)
25/9/9	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆	3
25/9/9	厚・農	動物用医薬品 ピルビン酸メチル及びピルビン酸メチルを有効成分とするふぐ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)■	2
25/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統	1
25/9/30	農	農薬 アセフェート☆、アルジカルブ☆、フェンチオン☆	3
25/9/30	厚	農薬及び動物用医薬品 フルバリネート<一部☆>■	2
25/9/30	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料)■	1
25/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■	1
25/10/7	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>	2
25/10/7	厚	動物用医薬品 ブロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤■	1
25/10/21	厚	農薬 エトキシスルフロン☆、フェノキサスルホン■、フルオルイミド<一部☆>	4
25/10/21	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン■	2
25/10/21	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤肥	1
25/10/21	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/11/11	厚	農薬及び添加物 フルジオキシソニル■	1
25/11/11	厚	農薬 ジメトモルフ■、スピネトラム■、フルフェナセツト■、フロニカミド■、トリフルミゾール<一部☆>、フルアジナム<一部☆>	8

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/11/11	厚	農薬及び動物用医薬品 オキシリニック酸■	1
25/11/11	厚	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 オキシテトラサイクリン■	1
25/11/11	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	1
25/11/11	農	薬剤耐性菌 フラボフォスフォリポール※	1
25/11/18	農	動物用医薬品 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)【再審査】	1
25/11/18	厚	動物用医薬品 ベダプロフェン☆	1
25/11/18	農	プリオン 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用	1
25/11/25	厚	添加物 β -apo-8'-カロテナール	1
25/11/25	厚	飼料添加物及び農薬 エトキンキン☆	2
25/11/25	農	薬剤耐性菌 鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。 ■印は企業申請案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針